

船舶事故調査報告書

平成26年1月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	平成25年5月25日 06時45分ごろ
発生場所	北海道標津町標津漁港の北防波堤先端付近 標津町所在の標津港北防波堤灯台から真方位005°50m付近 （概位 北緯43°39.9′ 東経145°08.4′）
事故調査の経過	平成25年7月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五十八 ^{やす} 靖丸、9.7トン HK2-21281（漁船登録番号）、個人所有 14.59m(Lr)×3.74m×1.30m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、昭和62年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年10月9日 免許証交付日 平成24年4月12日 （平成29年10月8日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（甲板員）
損傷	右舷船首外板、球状船首等に凹損、亀裂等
事故の経過	本船は、船長及び甲板員ほか2人が乗り組み、平成25年5月25日00時00分ごろ標津漁港を出港し、北海道羅臼 ^{らうす} 町峯 ^{みね} 浜漁港東方沖1.1海里（M）付近の漁場において、かれい刺網漁を終え、僚船と共に同漁場から、船長が単独で操船を行い、標津漁港へ向けて南進した。 船長は、漁獲量が思わしくなかったため、標津漁港へ帰らずに北海道野付半島北方沖でかすべ刺網漁を行うこととし、本船は、僚船と別れて同漁港東方沖1.9M付近の漁場において、操業を行った後、05時40分ごろ同漁港へ向けて西進した。 船長は、操舵室の椅子に腰を掛け、自動操舵により、単独で操船を行っていたところ、3Mレンジとしていたレーダーで標津漁港からの出航船を探知し、同船が南東進することを認めたので、避けられると思い、左転して船首を同漁港へ向け、対地速力約9.5ノットで南西

	<p>進した。</p> <p>船長は、レーダーを1.5Mレンジ、次いで0.75Mレンジとし、標津漁港までの距離が約1,000mとなったことを認めた頃、それまで眠気を感じていなかったが、いつしか居眠りに陥り、本船は、06時45分ごろ、同漁港の北防波堤（以下「本件防波堤」という。）先端付近に設置された消波ブロックに衝突し、船首甲板にいた甲板員が船体で身体を打って肋骨の亀裂骨折を負った。</p> <p>船長は、衝撃で目を覚まし、損傷及び浸水状況を確認した後、所属漁業協同組合に携帯電話で連絡を行い、本船は、自力で本件防波堤から離れて標津漁港へ入港した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>船長は、ふだん、峯浜漁港沖で操業を行った後に僚船と共に帰航し、僚船と無線で会話をしたり、操舵室内のカセットレコーダーで音楽を聞いたりしていたが、本事故当日、野付半島沖でかすべ刺網漁の操業を行ったのは本船のみであり、本船単独で帰航することとなり、また、カセットレコーダーが故障していた。</p> <p>船長は、操舵室の窓を開けていた。</p> <p>船長は、本事故当時、疲労の自覚はなかったものの、連日、長時間操業を行っており、また、漁業経営状態が思わしくないことから、心労を感じていた。</p>
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	<p>本船は、標津漁港東方沖を同漁港へ向けて自動操舵で南西進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったことから、本件防波堤に向けて航行し、本件防波堤先端付近に設置された消波ブロックに衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、疲労の自覚はなかったが、連日の操業によって疲労し、また、漁業経営状態が思わしくないことから、心労を感じており、さらに、漁獲量が思わしくなく、漁場を移動してかすべ刺網漁の操業を行い、疲労が増したこと、及び椅子に腰を掛けた姿勢で操船を続けたことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、標津漁港東方沖を同漁港へ向けて自動操舵で南西進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったため、本件防波堤に向けて航行し、本件防波堤先端付近に設置された消波ブロックに衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

られる。

- ・連日にわたり、長時間操業した場合、疲労の蓄積が考えられるので、無理をせずに適度な休息をとること。
- ・船橋当直中は、椅子から離れて外気に当たったり、声を出したり、身体を動かしたりするなどして居眠り防止を図ること。

付図1 事故発生経過概略図

